



2022年5月11日

各位

会社名 科 研 製 薬 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 堀内 裕之  
(コード番号 4521 東証プライム市場)  
問合せ先 総務部長 近藤 和宏  
(TEL. 03-5977-5002)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第102回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- ①自然災害や不測の事故に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第13条第2項を削除するものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - (1) 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - (2) 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第20条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第12条 (省略) (招集の時期及び開催場所)	第1条～第12条 (現行どおり) (招集の時期及び開催場所)
第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、 臨時株主総会は、必要のある場合に随時これを 招集する。 <u>2. 当社の株主総会は、本店所在地又はその隣 接地のほか、千葉県浦安市においてこれを招集す ることが出来る。</u>	第13条 (現行どおり)  (削除)

<p>第 14 条～第 19 条 (省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 20 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが出来る。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 14 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 20 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが出来る。</p>
<p>第 21 条～第 44 条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 21 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. 定款第 20 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 20 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022 年 6 月 29 日 (水)

定款変更の効力発生日

2022 年 6 月 29 日 (水)

以上